

## 公益社団法人日本鉄筋継手協会 会員倫理規定

この規定は、公益社団法人日本鉄筋継手協会（以下、「本協会」という。）の会員の倫理に関する規律の基本となるべき事項を定めるものである。本協会は、鉄筋継手技術の調査研究を行い、その進歩及び普及を図り、建設技術の向上と品質の確保に寄与し、もって社会に貢献するという使命を実現することを目的とする。会員は、その目的の達成を旨として、それを遂行するに足る倫理を自覚し行動しなければならない。

### （品位の保持）

1. 会員は、名誉を重んじ、常に品位を保ち、本協会の信頼を維持するよう努める。

### （品質向上と技術の研鑽）

2. 会員は、鉄筋継手における品質の向上を意識し、常にその技術の研鑽に努める。

### （進歩及び普及）

3. 会員は、鉄筋継手技術の進歩及び普及に積極的に取り組むよう努める。

### （社会への貢献）

4. 会員は、現在及び未来の人々の安全と安心に対する責任を十分に自覚し、その専門的技術により社会に貢献する。

### （社会的評価の向上）

5. 会員は、鉄筋継手に携わる人々の社会的評価の向上に努める。

### （法令の遵守）

6. 会員は、法令及び本協会の定款等を遵守し、公正な信念と良心に従って行動する。

平成20年9月5日 制定

公益社団法人 日本鉄筋継手協会